

# 河肥焼真寿窯 利用規定

社会福祉法人 真正会

# 河肥焼 真寿窯 利用規定

(規定の趣旨及び名称)

第1条 この規定は、社会福祉法人真正会の運営する河肥焼真寿窯の利用について適正且つ、円滑に行なうために必要な事項を定めたもので、河肥焼真寿窯利用規定という。

(利用者の範囲)

第2条 この事業の利用者は、川越市内及び川越市外に居住する40歳以上を原則とする。

(利用期間)

第3条 利用期間は、特にもうけない。

(利用日)

第4条	①	月曜日	週1回コース
	②	火曜日	週1回コース
	③	水曜日	週1回コース
	④	木曜日	週1回コース
	⑤	金曜日	週1回コース
	⑥	土曜日	週1回コース
	⑦	月曜日～土曜日	週2回コース

※振替日については曜日に関係なく利用可能

(利用時間)

第5条 工房の利用時間帯については、午前9時30分より午後3時00分までとする。

(定員)

第6条 各コースとも定員20名とする。

(利用料)

第7条 入会にあたり入会金1,000円とする。

工房を利用する場合、利用料として1ヵ月あたり、  
週1回コース 4,000円、週2回コース 7,000円  
を負担するものとする。又、作品を焼成する場合は、焼成費負担金として、作品の大きさ、形状等により、その都度算定するものとする。

(退会・休会)

退会・休会の希望の場合は前月末迄に申し出をする。

申し出のない場合は会費を請求する。

(材料等の使用)

第8条 材料等の使用については、真寿窯職員の指示に従うこと、又、作陶は工房内に限るものとする。(展覧会出品等の場合は要相談)

(材料費)

粘土 1 k g 350円～500円 再生土 1 k g 100円

(火気の取扱い)

第9条 火気の使用は厳禁とする。

2. 喫煙については、真寿園敷地内は禁煙とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失によって工房内の設備備品等に損害を与え、又は無断で形状を変更したときはその損害を弁償し、又は現状に回復する責を負わなくてはならない。

(その他)

第11条 工房内外は、常に整理整頓、清掃を励行するようにすること。

※各自使用した機器等は個人で清掃すること。

第12条 利用者は許可なく、施設敷地ないにおいて、政治活動、宗教活動、物品の販売、勧誘活動、集会、演説、貼紙、募金、署名、文章配布、その他陶芸に関係のない活動を行わない。

附則 1. 以上の規定は、事情により追加、変更を行なう場合がある。

2. この規定は、平成17年 2月 8日より実施する。

第 1回改訂 平成19年 4月 1日

第 2回改訂 平成22年 2月 1日

第 3回改訂 平成23年 8月 1日

第 4回改訂 平成26年 2月 1日

第 5回改訂 平成28年 4月 1日

第 6回改訂 令和 2年 4月 1日

第 7回改訂 令和 6年 4月 1日